

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の改善策について

I. 当面講じるべき措置(現行法の下で可能なもの)

項目	内容	参考
1. 発電事業者のコストデータの調査方法の見直し	<p>＜内容＞</p> <p>(1)「発電設備設置・運転費用年報」に記載する土地、設備、工事に関する領収書・契約書の提出を義務づける。</p> <p>(2)虚偽報告について、罰則等を設ける。</p> <p>＜趣旨＞</p> <p>(1)調達価格等算定委員会が買取価格の算定のベースとしている再生可能エネルギー発電事業者のコストデータの信頼性を担保し、市場の実態を反映したものとする。</p> <p>(2)これにより、発電事業者が制度趣旨以上の利得を得ることを防ぐとともに、電力需要家に不必要な負担が生じることを回避する。</p> <p>＜説明＞</p> <p>(1)現状、再生可能エネルギー発電事業者が提出しているコストデータは、領収書・契約書の提出が義務付けられておらず、また、虚偽報告に関する罰則等もないため、実態を反映していない可能性がある(少なくとも、現状の調査は、設備ごとに行われており、システム全体についての値引き(いわゆる出精値引)は反映されていない)。</p>	
2. 買取価格の半期毎の改定	<p>＜内容＞</p> <p>(1)FIT 特措法第3条1項ただし書きを活用し、半期毎に買取価格を改定する。</p> <p>＜趣旨＞</p> <p>(1)急速に価格が低下している設備もある市場の動向に機動的に対応するため、現行法で可能な範囲で買取価格の改定頻度を多くする。</p> <p>(2)これにより発電事業者が制度趣旨以上の利得を得ることを防ぐとともに、電力需要家に不必要な負担が生じることを回避する。</p>	<p>＜諸外国の例＞</p> <p>ドイツ：毎月改定</p> <p>イタリア：毎月～半年ごとに買取価格を改定</p> <p>スペイン：四半期ごとに改定</p> <p>フランス：四半期ごとに改定</p> <p>英国：四半期ごとに改定</p> <p>＜関係法令(FIT 特措法第3条1項)＞</p> <p>第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格(以下「調達価格」という。)及びその調達価格による調達に係る期間(以下「調達期間」という。)を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。)を定めることができる。</p>
3. 買取価格算定の適正化	<p>＜内容＞</p> <p>(1)買取価格を算定するにあたり、①最も効率の良い発電事業者の発電コスト・IRR、②設備の国際価格を考慮する。</p> <p>(2)「発電設備設置・運転費用年報」に記載されたコストデータ・利益データを第三者機関(または、企業秘密に配慮したうえで一般)に開示したうえで、分析させる。</p>	<p>＜関係法令(FIT 特措法第3条2項)＞</p> <p>調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー</p>

	<p><趣旨> (1) 買取価格算定にあたって、上記①、②を考慮することにより、発電事業者に効率的な供給の実施を促すとともに、電力需要家の負担を抑制する。 (2) コストデータ・利益データの開示・分析：開示により、コストデータ・利益データの信頼性を担保するとともに、分析により、「供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」の適切な算定を促進する。</p>	<p>一電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、第六条第一項の認定に係る発電（同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。）に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（以下「特定供給者」という。）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。</p>
<p>4. 利潤に関する特別配慮期間の法定通りの終了</p>	<p><内容> (1) 供給者の利潤に特別配慮する期間（3年間）を法律どおり終了させる（1～2%のIRRの上乗せ廃止） <趣旨> (1) すでに多くの設備認定がなされており、現行の法定の期間を延長してまで再生可能エネルギー導入のインセンティブを付与する必要性は乏しい。むしろ、IRR上乗せに伴う電力需要家の負担のさらなる増加が懸念される状況である。</p>	<p><関係法令(FIT 特措法附則7条)> 第7条 経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して3年間の限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。</p>
<p>5. 「設備の軽微変更」にかかる運用の適正化（「発電権の転売」の禁止、設備仕様変更の禁止）</p>	<p><内容> (1) 設備の所有者の変更があった場合や設備の仕様変更があった場合には、軽微変更届による変更で足りるとするのではなく、変更認定の手續（認定の取り直し）を要するものとする。（既に軽微変更届が出されたものについても適用） <趣旨> (1) 「発電権の転売」： 固定価格買取制度は、「発電に要するコスト+発電事業者の一定の利益」の回収を発電事業者に保証するものであり、「発電権の転売」などの発電事業者と土地・設備等の仲介料の回収まで保証するものではない。こうした仲介料を賦課金として電力需要家に上乗せするのは適当ではなく、設備の所有者の変更があった場合、認定の取り直しを求めべきである。 (2) 設備仕様変更： 設備の認定を行う趣旨は、電力の安定供給が可能かどうかを行政が確認するためである。当該設備の仕様変更された場合には、新たに申請があった設備により電力の安定供給がなされるかどうかを今一度確認すべきであり、認定の取り直しを求めべきである。</p>	<p><関係法令(FIT 特措法施行規則第10条)> 第10条 法第6条第4項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。 1 認定発電設備に係る点検、保守及び修理を行う体制の変更 2 認定発電設備の大幅な出力の変更 3 認定発電設備に係る設備の区分等の変更を伴う変更 4 認定発電設備（第2条第1号及び第2号に掲げる設備に限る。）が供給する再生可能エネルギー電気の供給の方法の変更 5 認定発電設備が供給する再生可能エネルギー電気の計測の方法の変更 6 認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備において利用されるバイオマスの種類の変更 <最高裁判例(昭和53年7月12日最高裁大法廷判決)> 不利益変更をもたらす遡及立法であっても、一定の場合に合憲（憲法に違反する財産権侵害に当たらない）と判断。</p>
<p>6. 買取価格決定時期の適正化</p>	<p><内容> (1) 短期間に運転を開始することが可能で設備価格が低下傾向にある太陽光発電については、認定時に買取価格が決定するのではなく、運転開始時に買取価格が決定するものとする。（既認定設備にも適用） <趣旨> (1) 現行では、設備認定時か接続契約時のいずれか早い時期の買取価格が適用されているが、設備価格の低下傾向が続くなか、設備の稼働（運転開始）が後ろ倒しになっている現状では、発電事業者に、制度が想定した利益以上の利益がもたらされるとともに、電力需要家に本来課されるべきでない負担が生じている可能性がある。 (2) 運転開始時の買取価格を適用することにより、発電事業者が制度趣旨以上の利得を得</p>	

	<p>ることを防ぐ。また、発電設備メーカー等の価格低減努力を買取価格に反映させることにより、電力需要家に不必要な負担が生じることを回避する。</p> <p><説明></p> <p>(1) 上記の通り制度を改めることにより、すぐにでも運転開始可能な健全な事業者が接続枠から締め出されることを防止することにもつながる。</p> <p>(2) 買取価格が確定しないと融資が確保できないとの主張が考えられるが、運転開始時に買取価格が決定する諸外国では、実際に融資がなされている。</p>	
--	--	--

II. 法改正を視野に検討すべき措置

再生可能エネルギーについて、規制による導入拡大を目指す場合、現行のFIT 特措法の改正を視野に検討すべき措置は以下の通り。
 なお、規制による導入拡大を目指すのではなく、まず、再生可能エネルギーによる発電電力について、希望する者が市場価格で購入できる環境を整えることも重要である。

措置(案)	内容	参考
1. 固定価格買取制度の修正	<p>〈内容〉</p> <p>(1)既に認定を受けた設備に対する運転開始年限の設定 (2)四半期ごと、あるいは毎月でも調達価格を改定できる仕組みの導入 (3)再生可能エネルギーの導入上限の設定(累積、あるいは一定期間の導入量(又は買取金額)を設定し、それを超えた段階でFITに基づく買取を停止) *電源ごとに導入量の上限を設定することも検討。 (4)賦課金減免制度の見直し</p> <p>〈趣旨〉</p> <p>(1)以上により、制度の適正化・需要家の負担軽減を図ることができる。</p>	<p>ドイツ：累積導入量が5,200万kWに達した段階で太陽光発電をFITの対象から除外。年間導入量を250万kWにすることを検討中。</p> <p>イタリア：年間買取費用を68億ユーロに設定。</p> <p>スペイン：年間導入量を設定(2009年：50万kW、2010年：46万kW)。</p> <p>フランス：年間導入量を100万kWに設定。</p> <p>英国：2011～14年の買取総額を10.6億ポンドに設定。</p>
2. Feed in Premium 制度を導入	<p>〈内容〉</p> <p>(1)電力市場価格に一定のプレミアムを上乗せしたものを調達価格とする。 (2)併せて、上記「1.」の(1)～(4)までの措置を講ずる。</p> <p>〈趣旨〉</p> <p>(1)再生可能エネルギー普及策に市場原理を導入することにより、再生エネルギー導入促進と国民負担抑制のバランスが確保される。</p>	<p>EUは、「環境保護及びエネルギーの国家補助に関するガイドライン」において、市場価格+プレミアムを交付する制度(Feed-in Premium)の導入を加盟国政府に要請。</p>
3. RPS 制度への回帰	<p>〈内容〉</p> <p>(1)電気事業者に一定割合の再生可能エネルギー利用を義務付ける。</p> <p>〈趣旨〉</p> <p>(1)導入量を固定する制度であるため、導入量を直接制御することが可能(ただし、価格転嫁手法の明確化が必要)。</p>	

以上